

基 調 提 案

1. はじめに

昨年 9 月、安倍首相の辞任にともない首相を交代した菅義偉首相は、今年 9 月に予定されていた自民党総裁選出馬に、7 月の早い時点から意欲を見せていたものの、8 月をピークとするコロナ感染爆発、医療ひっ迫、死者の増加等の風当たりは強く、党内での「菅降ろし」とも言われる動きの中で、9 月 3 日、突如辞任を表明しました。総裁選を経て岸田文雄第 100 代内閣総理大臣が誕生し、10 月 4 日第一次岸田内閣を組閣したものの、ただちに衆議院解散、総選挙に打って出ました。在位 38 日は戦後最も短い内閣でした。アベノミクスによる格差拡大に、コロナ禍での非正規労働者の自宅待機、解雇等の状況が若者や女性たちを中心に多くの人々の生活を圧迫したことから、政府与党への批判が高まっていた状況において、第 1 次岸田内閣の所信表明演説は「新しい資本主義」を掲げ「分配と成長」を目玉としました。有権者にとっては政権の中身もわからないまま、野党の批判をかわすのには十分であったのか、野党の側も従来通り分配による格差是正を訴えたものの、投票率も 53.68%とさして向上することなく、10 月 31 日に投開票された総選挙は与党の絶対安定多数確保という結果となりました。

国内の政治状況は、以上のように目まぐるしく変化しつつも、人権状況にせよ、岸田首相は日本学術会議の任命について見直す意思を見せることなく、憲法をないがしろにする前政権の路線を踏襲しています。むしろ、安倍内閣においてさえ実現することのなかった憲法 9 条に自衛隊を明記するなどの憲法改悪に前のめりの姿勢を見せています。「国民の信任」を連呼し、それを盾にするならば、選挙権のない在日外国人や、少数者として抑圧されるマイノリティの人権が保障される希望を見出すことはできません。

国際情勢においても対立や混乱が深まっています。アメリカでは、2021 年 1 月に民主党のバイデン政権が発足し、協調と寛容を訴えていますが、差別排外主義勢力によってすすめられてきた「自国第一主義」が生み出した分断と対立は深まっています。中国との関係においても、台湾をめぐる情勢につ

いて一触即発にならないための「ガードレール会談」が開かれたものの、対立の溝は埋まっていません。欧州連合（EU）諸国でも民族排外主義政党の台頭がすすみ、その筆頭であるベラルーシには、中東やアフリカから大量に押し寄せた難民が政策的に集中することで、女性や子供を含む家族ぐるみの人々が極寒の国境に留め置かれています。

コロナウイルスへの対応はもとより、この地球上ですべての国が手を携えて対応しなければならない様々な状況が生じています。産業革命以降増え続けるCO₂の排出によりもたらされた地球温暖化。海洋中に積もるマイクロプラスチック。天然資源の枯渇や核兵器廃絶に関しても世界各国が歩調を合わせて対応しなければ立ち行かない状況が生じています。SDGsに謳われた17の目標はこの世界の「持続可能性」がむしろ非常に縮小し、切迫した危機に対して、待ったなしの取り組みを私たちに求めています。様々な国や地域で利害が対立しようとも、互いへの理解と寛容は、私たちの生存そのものにかかわる必要性として理解されなければなりません。

2 『人権侵害救済法』制定が望まれる現状について

2016年3月、鳥取ループ・示現社が被差別部落の地名リストをウェブサイトに掲載したことに対し、「差別を助長する行為」として削除や損害賠償を求めてきた裁判に、今年9月27日東京地裁で判決があり、「出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」と判断されました。その上で、示現社の代表らに該当部分のサイト削除と出版停止、計488万円の賠償支払いを命じました。一方で、地名リストのうち6県分について公開が禁じられませんでした。「差別禁止」の観点ではなく、あくまでも「プライバシー権の侵害」として原告一人一人を精査した結果、被差別部落と自ら公にしている人を救済の対象外としたのです。原告側は差別そのものの違法性を認めるよう正面から求めた主張が退けられたことから、訴訟は「勝訴」であっても控訴することを決定しました。

裁判所は、「差別禁止法」が国内に存在しない現状に照らした判断だったので、国連の自由権規約委員会、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会等々から繰り返し勧告を受けている事実を鑑みれば、各々の国際条約から直接に差別禁止の判決をすることは可能だったはずです。実際、2013

年朝鮮学校襲撃事件の民事裁判では、京都地裁が人種差別撤廃条約を直接適用することで、損害賠償を認めた事例があったことが想起されるべきです。三権分立の意義に照らして、条例は法律の上位に位置するという原則からも、裁判所が立法府を積極的にリードし公正な判断をしていく姿勢が求められているのです。しかし、このように侵害された「人権」に対して各々の尊厳を取り戻し、回復するために、すでに5年もの歳月をついやし、その間に亡くなってしまった原告の方々もいます。救済を訴える「人権委員会」が国内に整備されていない現状や、差別を禁止する法律制定という国際的なスタンダードに、この国が追いついていない現状を改めて確認し世論に訴えていかなければなりません。

また、所在地情報のネット上公開という事案と同時に、特定の個人の身元を暴く戸籍や住民票の不正取得が横行していることも重大な問題です。本年8月、探偵業55社からの依頼を受けた栃木県宇都宮市の行政書士が1通2〜4万円の報酬で約3500回にわたり、戸籍謄本や住民票を不正取得した事件が発覚しました。京都市内9区役所でも、32件の取得が判明しました。繰り返される身元調査を食い止める、根本的な解決策が求められています。

3 今後の取り組み課題と展望

兵庫県丹波篠山市内の被差別部落を撮影した投稿動画に対して、篠山市と地元自治会長の連名で「差別が助長された」として削除を求める仮処分を申し立て、神戸地裁柏原支部は今年5月30日までに削除を命じる決定を出しました。ドワンゴ社が運営するサイト「ニコニコ動画」に動画が投稿されたのは昨年11月25日のことです。同市内を車で走りながら、同地区に至る道順を説明し、徒歩で地区内の公園や公民館、民家など地区の全域を撮影するもので、差別的なテロップ、地域名や個人名が特定できる場面もあったといいます。別の動画投稿サイト「ユーチューブ」（管理者グーグル合同会社）と、ライブドアブログ（同LINE社）にも昨年9月以降に投稿されたそうです。そのうち、グーグル合同会社とLINE社は今年1月までに、自主的に動画を削除したものの、ドワンゴ社は争う姿勢を示したので、削除を命じる仮処分を出したのです。今回は、地元住民の要望から早期削除を優先し、投稿者の特定は求めませんでした。が、篠山市の法務専門員の川崎将太弁護士は「今後別の

サイトへの投稿が続けば法的措置を取る必要がある」としています。また、差別的な動画削除要請は、啓発事業と通じる行為であり、市の啓発予算で十分にまかなえる金額で申立ては可能だったと述べており、今後、京都市も含む他の自治体でもこの事案を参考にするべきです。

今回の事例は、何よりも、地元の人々の悲痛な叫びが、直接自治体の首長に届いたことが発端であり、一刻も早くその具体的な人々の不安や恐怖を取り除かなければという強い思いが、迅速な行動に結びつきました。このように、届けられた声に対して、誠実に具体的に対応する行動こそが社会を変えていく力となります。「部落探訪」と呼ばれる、こうした動画は日本全国の地域を映し出し、京都市内の被差別部落地域も当然その例外ではありません。救済法制定を求める取り組みと同時に、そうした足元に生じている課題解決に真摯に取り組んでいく必要があります。

4 具体的な取り組み

私たち京都市実行委員会では、以上のような課題を具体化させ、「部落解放・人権政策確立要求」を勝ち取るべく次の運動を展開します。

- (1) 部落差別解消推進法の具体化を国・地方自治体に求め、中央実行委員会、京都府実行委員会の運動方針にもとづき、積極的に活動していきます。引き続き衆参国會議員に要請行動を行います。
- (2) あいつぐ差別事件・差別事象を広く市民に訴え、その解決に向けて広範な市民と連携し、ともに取り組んでいきます。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を活用し、憲法月間事業、人権月間事業などをおこないます。
- (4) 戸籍謄本等の不正請求を抑止するために、事前登録型本人通知制度の登録拡大にむけて取り組みを進めます。
- (5) 加盟諸団体の部落問題学習・研究等に積極的に参加していきます。
- (6) 部落問題をはじめとしたあらゆる差別撤廃の活動に協賛・参加していきます。